

障害者福祉システム等標準化検討会（第2回）議事概要

日時：令和6年8月9日（金）13:35～14:35

場所：日本コンピューター株式会社 東京本社セミナールームA・B 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（座長）

出席 生田 正幸 関西学院大学大学院 人間福祉研究科 講師（非常勤）

（構成員）

出席 後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

代理 桜尾 正之 東京都福祉局障害者施策推進部 主任

出席 高橋 英之 大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課長

代理 水澤 睦 船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主事

代理 管野 恵 葛飾区政策経営部情報システム課 主事

出席 中村 剛志 横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長

出席 半田 信哉 坂井市健康福祉部 次長

出席 馬場 智代 熊取町健康福祉部障がい福祉課長

出席 三浦 裕和 株式会社RKKCS 企画開発本部 副本部長

出席 中山 政隆 Gcomホールディングス株式会社 カスタマーサポート部
第2保守サポート課長

出席 星島 基宏 株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ

代理 池田 豊 株式会社電算 ソリューション3部 主幹

出席 佐藤 亮介 株式会社アイネス 開発本部 WR開発部長

出席 大澤 巧 株式会社IJC システム事業本部 情報システム部 担当部長

出席 近藤 誠 日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門 主任

出席 福田 佳孝 富士通Japan株式会社 Public&Education事業本部
社会保障サービス事業部 シニアマネージャー

（オブザーバー）

欠席 千葉 大右 デジタル庁地方業務標準化 エキスパート

欠席 池端 桃子 デジタル庁地方業務標準化 エキスパート

欠席 米田 圭吾 デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐

出席 津田 直彦 デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐

出席 山田 貫才 デジタル庁統括官付参事官付

欠席 丸尾 豊 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐

出席 中川 瑛 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐

出席 飯野 一浩 厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐

欠席 島添 悟亨 厚生労働省保険局診療報酬改定DX推進室 室長
大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐 併任
保険局保険課 課長補佐 併任

出席 本後 健 社会・援護局障害保健福祉部 アドバイザー

出席 本後 健 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

【議事次第】

1. 開会
2. 標準仕様書 4.0 版案の対応概要について
3. 標準仕様書 4.0 版案の決定について
4. その他

【議事概要】

○IJC構成員

- ・資料3の11ページへ国民健康保険システム及び後期高齢者医療システムとの連携に随時連携も可能となるよう追加されているが、どのような仕組みで、また、どのようなケースを想定しているのかを教えてください。なお、構成員意見により対応とされているため、どのような意見より対応されたのかもあわせて確認させてほしい。

⇒（事務局）連携の仕組みについては他の基幹業務システムとの連携においても随時連携があり、同様の仕組みとなるが、連携の頻度は各自治体で必要となる時間設定がなされる認識である。随時連携が必要となるケースとしては参考資料1「検討課題一覧」のNo36の坂井市構成員からの意見となるが、保険担当課で保険変更手続き後に自立支援医療の保険変更の届け出のケースに対応する等のためである。

○坂井市構成員

- ・参考資料1のNo20の意見「情報提供ネットワークを使って保険証の情報照会を実施する際に被保険者の氏名を表示できるように対応をお願いしたい。」について回答内容「世帯員全員について情報提供ネットワークシステムを利用して確認していただく際に、被保険者証記号番号の枝番部分を確認することにより被保険者を特定することは可能」とされている点について3点ほど意見をさせていただく。

1点目

申請者自身が医療保険制度をよく理解していないことなどもあり、申請に基づいた世帯員に対して情報照会をしても、被保険者がわからない場合が想定される。そのため、保険証の廃止に間に合わなくても、なるべく早い段階において情報照会で被保険者氏名を把握できるようにしてほしい。

2点目

自立支援医療の記載事項変更届の様式について、加入保険の変更に関する届け出の場合、本人からの提供で世帯員の個人番号を記載してもらう必要があると認識しているが、記載事項変更届の様式には個人番号の記載欄がないため追加をお願いしたい。

3点目

所得確認を行う際の同意書について、坂井市では受診者および同一保険加入者の所得調査において、自立支援医療の申請の際には申請書とは別に、同意書兼調査書を記入してもらうことで同意確認を行っている。しかしながら、標準化後の帳票には調査書はあるが同意書はない。そのため、同意書の様式を規定したほうが良いのではないかと。

⇒（事務局）1点目について、参考資料1のNo20は横浜市構成員からの意見となるが、全国意見照

会の中でも同様の意見をいただいております、本日、坂井市構成員からも新たにご意見をいただいたところであるが、内容については標準仕様書の機能としての意見ではなく、被保険者証の廃止に伴う運用上の課題と思われるため担当課である、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課へ共有させていただく。（検討課題一覧No56へ追記）

2点目、加入保険の変更に伴い、世帯員が変更となる場合等は世帯員を情報照会する必要等があるため、個人番号欄が必要との意見で承知した。1点目と合わせて確認をさせていただく。

（検討課題一覧No57へ追記）

3点目の所得確認を行う際の同意についても合わせて検討をさせていただく。（検討課題一覧No58へ追記）

⇒（横浜市構成員）標準化に直接関係するものではないが、横浜市としても、限度額認定証は引き続き紙を扱うことになることや区役所の保険年金課等で国民健康保険証の代替の証明書を発行してもらうことも考えなければならないのではないか等、令和6年12月2日の健康保険証廃止に向けて課題の確認等を行っているところである。

⇒（船橋市構成員）標準化に直接関係するものではないが、船橋市としても、医療担当からの意見を出している。引き続き確認を進め、また何かあれば意見をさせていただきたい。

⇒（後藤構成員）所得確認の同意書について、申請書に所得状況を公簿等で確認する旨の本人同意欄を設けることや申請文に追加する等により、出来るだけ確認書として帳票を追加しない工夫ができるとよいと考える。

⇒（事務局）追加のご意見についても、厚生労働省の担当課へ共有させていただく。

○後藤構成員

・身体障害者手帳及び療育手帳の様式を適合基準日以降は標準仕様書の様式に切り替えるかどうかについて、手帳の発行主体である都道府県等で確認が進んでいるのか。

⇒（事務局）標準化法において標準化対象事務を処理するシステムを利用する場合は標準仕様書に準拠しなければならないとされているが、他方で都道府県等の実情においてどうしても標準仕様書の様式に合わせることができない場合は、標準化の趣旨に合わないこととなるが、標準準拠システム外において現行の様式を利用することは差し支えないと整理されている（障害者福祉システム等標準化検討会 令和3年度第2回手帳WT（令和3年10月13日開催）の議事概要を参照）。都道府県等の確認状況については、事務局は把握していない。

○生田座長

・本日いただいた意見については継続検討事項として検討課題一覧へ記載とする。また、検討会後に変更等が発生する場合の最終的な判断については座長に一任していただきたい。その上で「障害者福祉システム標準仕様書【第4.0版】案」の決定にあたり、疑義等はないか。

⇒（生田座長）特に疑義等はないため、「障害者福祉システム標準仕様書【第4.0版】案」を決定とする。

以 上